

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表（別表関係）

改 正 後		現 行		備 考
別表第1 事故等に基づく措置基準		別表第1 事故等に基づく措置基準		
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間	
(過失による粗雑工事等) 1 建設工事等の施工に <u>当たり</u> 、過失により建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。ただし、(2)にあつては会計検査院からの指摘を受けた場合に限る。		(過失による粗雑工事等) 1 建設工事等の施工に <u>あたり</u> 、過失により建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。ただし、(2)にあつては会計検査院からの指摘を受けた場合に限る。		
(1) 県発注工事	6月	(1) 県発注工事	6月	
(2) 県発注工事以外の県内の公共建設工事	3月	(2) 県発注工事以外の県内の公共建設工事	3月	
(契約違反行為等) 2 県発注工事の施工に <u>当たり</u> 、 <u>前号</u> に掲げる場合のほか、入札参加資格者の責めにより次の <u>いずれか</u> に該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。		(契約違反行為等) 2 県発注工事の施工に <u>あたり</u> 、 <u>1</u> に掲げる場合のほか、入札参加資格者の責めにより次の <u>各号</u> に該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。		
(1) 契約の解除があつたとき。	6月	(1) 契約の解除があつたとき	6月	
(2) <u>2月以上</u> の履行遅滞があつたとき。	3月	(2) <u>2カ月以上</u> の履行遅滞があつたとき	3月	
(3) <u>1月以上2月未満</u> の履行遅滞があつたとき。	2月	(3) <u>1カ月以上2カ月未満</u> の履行遅滞があつたとき	2月	
(4) <u>1月未満</u> の履行遅滞があつたとき。	1月	(4) <u>1カ月未満</u> の履行遅滞があつたとき	1月	
(5) 建設工事等の <u>施工に当たり</u> 、次に掲げる場合において、 <u>正当な理由なく、監督員、検査員その他の県職員による改善の指示に従わないとき。</u>		(5) 建設工事等の <u>施工管理が不良で、改善の指摘に応じないとき</u>		
ア 公害防止又は危険防止対策が不良である場合	3月	ア 公害防止又は危険防止対策が不良のとき	3月	
イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良である場合	1月	イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良であるとき	1月	
ウ <u>ア及びイに掲げる場合のほか、建設工事等の施工について改善の必要があると認められる場合</u>	1月	ウ <u>監督員、検査員、その他県の職員の指示に正当な理由なく従わないとき</u>	1月	

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表（別表関係）

改 正 後	現 行	備 考								
<p>(別表第1 事故等に基づく措置基準) つづき</p> <table border="1" data-bbox="219 386 1288 1814"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 386 943 464">措 置 要 件</th> <th data-bbox="943 386 1288 464">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 464 943 1814"> <p>(県発注工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>3 県発注工事の施工（単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故を含む。<u>次号から第6号までにおいて同じ。</u>）に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆（建設工事等の関係者以外の不特定の一般人をいう。次号において同じ。）に死亡者若しくは負傷者（治療（専ら治療に専念する期間をいい、経過観察期間は含まない。）1週間を超える期間の傷害を負った者をいう。<u>以下この号において同じ。</u>）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。ただし、次の場合を除く（<u>次号から第6号までにおいて同じ。</u>）。</p> <p>ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）</p> <p>イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）</p> <p>なお、県発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合とする。</p> </td> <td data-bbox="943 464 1288 1814"></td> </tr> </tbody> </table>	措 置 要 件	期 間	<p>(県発注工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>3 県発注工事の施工（単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故を含む。<u>次号から第6号までにおいて同じ。</u>）に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆（建設工事等の関係者以外の不特定の一般人をいう。次号において同じ。）に死亡者若しくは負傷者（治療（専ら治療に専念する期間をいい、経過観察期間は含まない。）1週間を超える期間の傷害を負った者をいう。<u>以下この号において同じ。</u>）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。ただし、次の場合を除く（<u>次号から第6号までにおいて同じ。</u>）。</p> <p>ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）</p> <p>イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）</p> <p>なお、県発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合とする。</p>		<p>(別表第1 事故等に基づく措置基準) つづき</p> <table border="1" data-bbox="1288 386 2377 1814"> <thead> <tr> <th data-bbox="1288 386 2021 464">措 置 要 件</th> <th data-bbox="2021 386 2377 464">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1288 464 2021 1814"> <p>(県発注工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>3 県発注工事の施工（単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故を含める。）に当たり公衆（建設工事等の関係者以外の不特定の一般人をいう。）に死亡者若しくは負傷者（治療（専ら治療に専念する期間をいい、経過観察期間は含まない。）1週間を超える期間の傷害を負った者をいう。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与え、安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。ただし、次の場合を除く（<u>4項、5項及び6項において同じ。</u>）。</p> <p>イ 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）</p> <p>ロ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）</p> <p>なお、県発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合とする。</p> </td> <td data-bbox="2021 464 2377 1814"></td> </tr> </tbody> </table>	措 置 要 件	期 間	<p>(県発注工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>3 県発注工事の施工（単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故を含める。）に当たり公衆（建設工事等の関係者以外の不特定の一般人をいう。）に死亡者若しくは負傷者（治療（専ら治療に専念する期間をいい、経過観察期間は含まない。）1週間を超える期間の傷害を負った者をいう。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与え、安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。ただし、次の場合を除く（<u>4項、5項及び6項において同じ。</u>）。</p> <p>イ 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）</p> <p>ロ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）</p> <p>なお、県発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合とする。</p>		
措 置 要 件	期 間									
<p>(県発注工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>3 県発注工事の施工（単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故を含む。<u>次号から第6号までにおいて同じ。</u>）に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆（建設工事等の関係者以外の不特定の一般人をいう。次号において同じ。）に死亡者若しくは負傷者（治療（専ら治療に専念する期間をいい、経過観察期間は含まない。）1週間を超える期間の傷害を負った者をいう。<u>以下この号において同じ。</u>）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。ただし、次の場合を除く（<u>次号から第6号までにおいて同じ。</u>）。</p> <p>ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）</p> <p>イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）</p> <p>なお、県発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合とする。</p>										
措 置 要 件	期 間									
<p>(県発注工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>3 県発注工事の施工（単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故を含める。）に当たり公衆（建設工事等の関係者以外の不特定の一般人をいう。）に死亡者若しくは負傷者（治療（専ら治療に専念する期間をいい、経過観察期間は含まない。）1週間を超える期間の傷害を負った者をいう。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与え、安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。ただし、次の場合を除く（<u>4項、5項及び6項において同じ。</u>）。</p> <p>イ 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）</p> <p>ロ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）</p> <p>なお、県発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合とする。</p>										

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表（別表関係）

改 正 後		現 行		備 考
(別表第1 事故等に基づく措置基準) つづき		(別表第1 事故等に基づく措置基準) つづき		
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	6月	(1) 死亡者を生じさせたとき	6月	
(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	3月	(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき	3月	
(3) 火災、水害その他（停電、電話回線切断等）により多大な損害を生じさせたとき。	6月	(3) 火災、水害その他（停電、電話回線切断等）により多大な損害を生じさせたとき	6月	
（一般建設工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）		（一般建設工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）		
4 一般建設工事の施工に <u>当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは重傷者（治療4週間を超える期間の傷害を負った者をいう。以下この号、次号及び第6号において同じ。）</u> を生じさせ、又は <u>多大な損害を生じさせたと認められるとき</u> 。ただし、次のいずれかの場合に限る。		4 一般建設工事の施工に <u>あたり、公衆に死亡者若しくは重傷者（治療4週間を超える期間の傷害を負った者をいう。）</u> を生じさせ、又は <u>多大な損害を生じさせ、安全管理の措置が不適切であったと認められるとき</u> 。ただし、 <u>原則として次のいずれかの場合に限る</u> 。		
ア 当該工事の入札参加資格者等が <u>逮捕され、書類送検され、又は起訴された場合</u>		イ 当該工事の入札参加資格者等が <u>逮捕、書類送検又は起訴された場合</u>		
イ 発注者の措置及び公表された事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白である場合		ロ 発注者の措置及び公表された事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白である場合		
(1) 死亡者を生じさせたとき。		(1) 死亡者を生じさせたとき		
ア 県内における一般建設工事の場合	3月	ア 県内における一般建設工事の場合	3月	
イ 近畿府県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び三重県をいう。以下同じ。）の区域内における一般建設工事の場合	2月	イ 近畿府県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び三重県をいう。以下同じ）の区域内における一般建設工事の場合	2月	
(2) 県内における一般建設工事において重傷者を生じさせたとき。	2月	(2) 県内における一般建設工事において重傷者を生じさせたとき	2月	

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表（別表関係）

改 正 後		現 行		備 考
(別表第1 事故等に基づく措置基準) つづき		(別表第1 事故等に基づく措置基準) つづき		
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間	
(3) 火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。 ア 県内における一般建設工事の場合 イ 近畿府県の区域内における一般建設工事の場合	3月 2月	(3) 火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。 ア 県内における一般建設工事の場合 イ 近畿府県の区域内における一般建設工事の場合	3月 2月	
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)		(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)		
5 県発注工事の施工に当たり、 <u>安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせた</u> と認められるとき。		5 県発注工事の施工にあたり、 <u>建設工事等の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせ安全管理の措置が不適切であった</u> と認められるとき。		
(1) 死亡者を生じさせたとき。	2月	(1) 死亡者を生じさせたとき	2月	
(2) 重傷者を生じさせたとき。	1月	(2) 重傷者を生じさせたとき	1月	
6 一般建設工事の施工に当たり、 <u>安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせた</u> と認められるとき（別表第2第7号(4)に該当する場合を除く。）。		6 一般建設工事の施工にあたり、 <u>建設工事等の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせ安全管理の措置が不適切であった</u> と認められるとき。		
(1) 県内又は近畿府県における一般建設工事において死亡者を生じさせたとき。	1月	(1) 県内又は近畿府県における一般建設工事において死亡者を生じさせたとき	1月	
(2) 県内における一般建設工事において重傷者を生じさせたとき。	1月	(2) 県内における一般建設工事において重傷者を生じさせたとき	1月	

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表（別表関係）

改 正 後		現 行		備 考
別表第2 不正行為に基づく措置基準		別表第2 不正行為に基づく措置基準		
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間	
<p>(贈賄)</p> <p>1 入札参加資格者等が贈賄罪の容疑で逮捕され、書類送検され、又は起訴され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。ただし、次に掲げる区分による。</p> <p>(1) 県の職員に対する贈賄 2 4月</p> <p>(2) 県内の公務員に対する贈賄（(1)を除く。）</p> <p>ア 奈良県内に本店を置く入札参加資格者等 2 4月</p> <p>イ 奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等 1 8月</p> <p>(3) 県外の公務員に対する贈賄</p> <p>ア 奈良県内に本店を置く入札参加資格者等 2 4月</p> <p>イ 奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等 1 2月</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 入札参加資格者等が業務に関し、次に掲げる建設工事等に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、排除措置命令、課徴金納付命令又は審決がなされ、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県内の建設工事等 1 8月</p> <p>(2) 近畿府県の区域内の建設工事等（(1)を除く。） 9月</p> <p>(3) 近畿府県の区域外の建設工事等 6月</p> <p>3 入札参加資格者等が業務に関し、次に掲げる建設工事等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号</p>		<p>(贈賄)</p> <p>1 入札参加資格者等が贈賄罪の容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。ただし、次に掲げる区分による。</p> <p>(1) 県の職員に対する贈賄 2 4月</p> <p>(2) 県内の公務員に対する贈賄（(1)を除く。）</p> <p>ア 奈良県内に本店を置く入札参加資格者等 2 4月</p> <p>イ 奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等 1 8月</p> <p>(3) 県外の公務員に対する贈賄</p> <p>ア 奈良県内に本店を置く入札参加資格者等 2 4月</p> <p>イ 奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等 1 2月</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 入札参加資格者等が業務に関し、次に掲げる建設工事等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、排除措置命令、課徴金納付命令、又は審決がなされ、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県内の建設工事等 1 8月</p> <p>(2) 近畿府県の区域内の建設工事等（(1)を除く） 9月</p> <p>(3) 近畿府県の区域外の建設工事等 6月</p> <p>3 入札参加資格者等が業務に関し、次に掲げる建設工事等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号</p>		

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表（別表関係）

改 正 後		現 行		備 考
別表第2 不正行為に基づく措置基準 <sup>つづき</sup>		別表第2 不正行為に基づく措置基準 <sup>つづき</sup>		
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間	
<p>の規定に違反し、<u>逮捕</u>され、若しくは書類送検され、又は公正取引委員会の告発を受け、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県内の建設工事等</p> <p>(2) 近畿府県の区域内の建設工事等（(1)を除く。）</p> <p>(3) 近畿府県の区域外の建設工事等</p> <p>（談合等）</p> <p>4 入札参加資格者等が、次に掲げる建設工事等に関して、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3（競売入札妨害罪又は談合罪）の被疑事実により<u>逮捕</u>され、<u>書類送検</u>され、若しくは起訴され、又は県が<u>当該被疑事実</u>を確認し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県内の建設工事等</p> <p>(2) 近畿府県の区域内の建設工事等（(1)を除く。）</p> <p>(3) 近畿府県の区域外の建設工事等</p> <p>（建設業法違反行為）</p> <p>5 入札参加資格者等が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、又は、違反行為の幫助をしたとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 建設業法に違反し、<u>逮捕</u>され、<u>書類送検</u>され、又は起訴されたとき。</p> <p>ア 県内に本店を置く入札参加資格者等</p>	24月 12月 6月	<p>の規定に違反し、<u>逮捕</u>若しくは書類送検され、又は、公正取引委員会の告発を受け、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県内の建設工事等</p> <p>(2) 近畿府県の区域内の建設工事等（(1)を除く）</p> <p>(3) 近畿府県の区域外の建設工事等</p> <p>（談合等）</p> <p>4 入札参加資格者等が、次に掲げる建設工事等に関して、刑法第96条の3（競売入札妨害罪又は談合罪）の被疑事実により<u>逮捕</u>、<u>書類送検</u>、起訴され、又は県が<u>当該事実</u>を確認し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県内の建設工事等</p> <p>(2) 近畿府県の区域内の建設工事等（(1)を除く）</p> <p>(3) 近畿府県の区域外の建設工事等</p> <p>（建設業法違反行為）</p> <p>5 入札参加資格者等が建設業法の規定に違反し、又は、違反行為の幫助をしたとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 建設業法に違反し、<u>逮捕</u>、<u>書類送検</u>、起訴されたとき</p> <p>ア 県内に本店を置く入札参加資格者等</p>	24月 12月 6月  24月 9月 6月  6月（ <u>幫助</u> は <u>3ヶ月</u> ）	
	6月（ <u>幫助</u> は <u>3月</u> ）		6月（ <u>幫助</u> は <u>3ヶ月</u> ）	

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表（別表関係）

改 正 後		現 行		備 考
別表第2 不正行為に基づく措置基準 <sup>つづき</sup>		別表第2 不正行為に基づく措置基準 <sup>つづき</sup>		
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間	
イ 県外に本店を置く入札参加資格者等	<u>4月</u> （ <u>幫助は2月</u> ）	イ 県外に本店を置く入札参加資格者等	<u>4月</u> （ <u>幫助は2ヶ月</u> ）	
(2) 建設業法に違反し、 <u>同法</u> による営業停止処分を受けたとき。		(2) 建設業法に違反し、 <u>同法等</u> による営業停止処分を受けたとき		
ア 県内に本店を置く入札参加資格者等	<u>4月</u> （ <u>幫助は2月</u> ）	ア 県内に本店を置く入札参加資格者等	<u>4月</u> （ <u>幫助は2ヶ月</u> ）	
イ 県外に本店を置く入札参加資格者等	<u>3月</u> （ <u>幫助は1月</u> ）	イ 県外に本店を置く入札参加資格者等	<u>3月</u> （ <u>幫助は1ヶ月</u> ）	
(3) 建設業法に違反し、 <u>同法</u> による指示処分を受けたとき。		(3) 建設業法に違反し、 <u>同法等</u> による指示処分を受けたとき		
ア 県内に本店を置く入札参加資格者等	<u>3月</u> （ <u>幫助は1月</u> ）	ア 県内に本店を置く入札参加資格者等	<u>3月</u> （ <u>幫助は1ヶ月</u> ）	
イ 県外に本店を置く入札参加資格者等	<u>2月</u> （ <u>幫助は1月</u> ）	イ 県外に本店を置く入札参加資格者等	<u>2月</u> （ <u>幫助は1ヶ月</u> ）	
(虚偽記載)		(虚偽記載)		
6 競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請書若しくはこれらの添付書類に虚偽の記載をし、又はこれを幫助したとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	<u>6月</u> （ <u>幫助は3月</u> ）	6 競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請書、又はこれらの添付書類に虚偽の記載をし、若しくは、これを幫助したとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	<u>6月</u> （ <u>幫助は3ヶ月</u> ）	
(不正又は不誠実な行為)		(不正又は不誠実な行為)		
7 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が、次のいずれかに該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。		7 <u>1から6</u> に掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が、次の各号に該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。		
(1) 入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる建設工事等に関して暴力行為を行い、 <u>逮捕され、書類送検され、又は起訴された</u> とき。		(1) 入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる建設工事等に関して暴力行為を行い、 <u>逮捕、書類送検又は起訴された</u> とき。		
ア 県内の建設工事等	1 2月	ア 県内の建設工事等	1 2月	
イ 県外の建設工事等	9月	イ 県外の建設工事等	9月	
(2) 使用人が次に掲げる建設工事等に関して暴力行為を行い、 <u>逮捕され、書類送検され、又は起訴された</u> とき。		(2) 使用人が次に掲げる建設工事等に関して暴力行為を行い、 <u>逮捕、書類送検又は起訴された</u> とき。		
ア 県内の建設工事等	9月	ア 県内の建設工事等	9月	

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表（別表関係）

改 正 後		現 行		備 考
別表第2 不正行為に基づく措置基準 <sup>つづき</sup>		別表第2 不正行為に基づく措置基準 <sup>つづき</sup>		○業務上必要な注意を怠ったことが法令違反となるという点において、刑法と業務関連法令等との扱いを区別する合理性がないため、刑法を追加
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間	
イ 県外の建設工事等	6月	イ 県外の建設工事等	6月	
(3) 入札参加資格者等が脱税行為により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。	6月	(3) 入札参加資格者等が業務に関し、脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6月	
(4) 入札参加資格者等が業務関連法令、労働者使用関連法令若しくは環境保全関連法令（業務関連法令とは測量法、建築基準法等を、労働者使用関連法令とは労働基準法、労働安全衛生法等を、環境保全関連法令とは廃棄物処理及び清掃に関する法律、騒音規制法、振動規制法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等をいう。）又は刑法に重大な違反（当該法令違反により逮捕され、書類送検され、起訴され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいい、刑法にあっては、建設工事等の施工に当たり安全管理措置が不適切であったことによるものに限る。）をしたとき。		(4) 入札参加資格者等が業務関連法令、労働者使用関連法令及び環境保全関連法令（業務関連法令＝測量法・建築基準法等／労働者使用関連法令＝労働基準法・労働安全衛生法等／環境保全関連法令＝廃棄物処理及び清掃に関する法律・騒音規制法・振動規制法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等）に重大な違反（当該法令違反により逮捕、書類送検起訴され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。）をしたとき。		
ア 県内に本店を置く入札参加資格者等	3月	ア 県内に本店を置く入札参加資格者等	3月	
イ 県外に本店を置く入札参加資格者等	2月	イ 県外に本店を置く入札参加資格者等	2月	
(5) 入札参加資格者等が、入札に際し、入札心得に違反したとき。	2月	(5) 入札参加資格者等が、入札に際し、入札心得に違反したとき。	2月	
(6) 入札参加資格者等が低入札価格調査、施工体制確認調査等契約締結前に行われる調査又は書類の提出を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき（提出書類に虚偽の記載をした場合を含む。）。	3月	(6) 入札参加資格者が低入札価格調査、施工体制確認調査等契約締結前に行われる調査又は書類の提出を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき（提出書類に虚偽の記載をした場合を含む。）。	3月	
(7) 入札参加資格者等が、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしたとき（脅迫的言辞の有無を問わない。）。	6月	(7) 入札参加資格者が、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしたとき（脅迫的言辞の有無を問わない。）。	6月	
(8) 入札参加資格者が正当な理由なく落札決定後契約を締結しなかったとき。随意契約（不落における随意契	3月	(8) 入札参加資格者が正当な理由なく落札決定後契約を締結しなかったとき。随意契約（不落における随意契	3月	

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表（別表関係）

改 正 後		現 行		備 考
別表第2 不正行為に基づく措置基準 <sup>つづき</sup>		別表第2 不正行為に基づく措置基準 <sup>つづき</sup>		
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間	
約、プロポーザル方式を含む。)において、見積書を採用された場合その他契約準備段階に入ったと認められる場合に、正当な理由なく契約締結を拒否した場合も同様とする。		約、プロポーザル方式を含む。)において、見積書を採用された場合その他契約準備段階に入ったと認められる場合に、正当な理由なく契約締結を拒否した場合も同様とする。		
8 入札参加資格者等が、 <u>違約金等県発注工事に係る債務</u> を滞納しているとき。	滞納状況が解消されるまで	8 入札参加資格者等が、 <u>違約金等県発注工事にかかる債務</u> を滞納しているとき。	滞納状況が解消されるまで	
9 入札参加資格者等が、 <u>入札参加資格の確認若しくは現場施工状況の確認</u> の目的で実施する立入調査又は建設業法に基づく立入調査を、正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき。	3月	9 入札参加資格者等が、 <u>入札参加資格の確認又は現場施工状況の確認</u> の目的で実施する立入調査並びに建設業法に基づく立入調査を、正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき。	3月	
10 <u>別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が禁錮以上の刑に当たる</u> 犯罪の容疑により <u>逮捕され、書類送検され、若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u>	6月	10 入札参加資格者又はその役員等が <u>禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u>	6月	
(経営不振)		(経営不振)		
11 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、 <u>経営不振の状態にあり、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u>		11 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、 <u>経営不振の状態にあり、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u>		
(1) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。	取引再開が確認されるまで	(1) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。	取引再開が確認されるまで	
(2) 入札参加資格者が破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けたとき。	破産手続廃止又は破産手続終結決定が確認されるまで	(2) 入札参加資格者が破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けたとき。	破産手続廃止又は破産手続終結決定が確認されるまで	
(3) 入札参加資格者が民事再生法（平成11年法律第225	再生計画の <u>認可決定</u> の	(3) 入札参加資格者が民事再生法（平成11年法律第225	再生計画の <u>開始決定</u> の確	

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表（別表関係）

改 正 後		現 行		備 考
別表第2 不正行為に基づく措置基準 <sup>つづき</sup>		別表第2 不正行為に基づく措置基準 <sup>つづき</sup>		
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間	
号)に基づく再生手続を申し立てたとき。	確定が確認されるまで	号)に基づく再生手続を申し立てたとき。	定が確認されるまで	
(4) 入札参加資格者が会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続を申し立てたとき。	更生手続開始決定の確定が確認されるまで	(4) 入札参加資格者が会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続を申し立てたとき。	更生手続開始決定の確定が確認されるまで	
(その他)		(その他)		
12 その他選定審査会の議を経て、知事が、入札参加停止を必要と認めたとき。	24月以内	12 その他指名審査会の審議を経て指名停止の措置を必要と認めたとき。	当該認定をした日から24月以内	

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の一部改正 新旧対照表（別表関係）

改 正 後		現 行		備 考
別表第3 暴力団排除に関する措置基準		別表第3 暴力団排除に関する措置基準		○期間の算定の明確化
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間	
1 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、 <u>暴力団又は暴力団関係者</u> であると認められるとき（『奈良県建設工事等暴力団排除措置要綱』の第6に基づき土木部長と刑事部長との間で別途定める「合意書」の第8から第12の手続を行い当該事実が確認されたときをいう。以下同じ）。	1 2月を <u>経過</u> し、かつ、改善されたと認められるまで	1 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であると認められるとき（『奈良県建設工事等暴力団排除措置要綱』の第6に基づき土木部長と刑事部長との間で別途定める「合意書」の第8から第12の手続を行い当該事実が確認されたときをいう。以下同じ）。	1 2月と <u>し</u> 、かつ改善されたと認められるまで。	
2 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。	1 2月	2 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。	1 2月	
3 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	1 2月を <u>経過</u> し、かつ、改善されたと認められるまで	3 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	1 2月と <u>し</u> 、かつ改善されたと認められるまで。	
4 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	1 2月を <u>経過</u> し、かつ、改善されたと認められるまで	4 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	1 2月と <u>し</u> 、かつ改善されたと認められるまで。	
5 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、 <u>暴力団又は暴力団関係者</u> であると知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。	1 2月	5 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。	1 2月	
6 入札参加資格者が、受注した <u>県発注工事</u> の施工に際し、 <u>暴力団又は暴力団関係者</u> から工事妨害又は不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を知事に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。	6月	6 入札参加資格者が、受注した <u>県発注工事等</u> の施工に際し、暴力団関係者から工事妨害又は不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を知事に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。	6月	